

# インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

## 1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

## 2 説明会の日程（事前予約制：申込期限は、開催日の前日まで）

日 時	開催場所	定員	連絡（事前予約）先
令和4年3月25日（金） 14時00分～14時45分	成田市中央公民館 講堂 成田市赤坂1丁目1番3号	30名	成田税務署 法人課税第1部門 ☎0476-28-5151（代表） （内線414）
令和4年4月27日（水） 10時30分～11時30分	佐倉市立中央公民館 学習室3 佐倉市鍋木町197-3	50名	成田税務署 個人課税第1部門 ☎0476-28-5151（代表） （内線213）
令和4年5月24日（火） 10時30分～11時30分	印西市役所 本庁舎 1階 農業委員会会議室 印西市大森2364-2	30名	成田税務署 個人課税第1部門 ☎0476-28-5151（代表） （内線213）

## 3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。  
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。  
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、  
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・  
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ

